

市第 147 号議案

横浜市建築基準条例の一部改正

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号を次のように改める。

(6) 崖の下に建築物を建築する場合で、その崖の全部が次のいずれかの工事により整備されているとき。

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第12条第1項又は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第12条に規定する対策工事等（土砂災害防止法第18条第1項の規定により当該対策工事等の全てを完了した旨の届出を行った者が同条第2項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）その他これに類する土砂災害の防止に関する工事

第3条の2第1項中「次に掲げる区域」の次に「（土砂災害防止法第4条第1項の規定による基礎調査が実施された区域であって、市長が告示したものを除く。）」を加える。

第4条の4第1項中「第52条第1項第6号」を「第52条第1項第7号」に改める。

第14条第1号中「(ち)項各号」を「(り)項各号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の4第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市内に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域が指定されることに伴い、当該区域等を災害危険区域から除外する等のため、横浜市建築基準条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市建築基準条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（^{がけ}崖）

第3条 高さ3メートルを超える崖（一体性を有する1個の傾斜地で、その主要部分の^{こう}勾配が30度を超えるものをいう。以下この条において同じ。）の下端からの水平距離が、崖の高さの2倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成する場合には、崖の形状若しくは土質又は建築物の規模、構造、配置若しくは用途に応じて、安全上支障がない位置に、規則で定める規模及び構造を有する擁壁又は防土堤を設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該部分については、この限りでない。

（第1号から第5号まで省略）

- (6) 崖の下に建築物を建築する場合で、その崖の全部が次のいずれか
崖の下に建築物を建築する場合において、その崖の全部が急
傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第
57号。次条において「急傾斜地法」という。）第12条第1項又
は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事により整備されて
いるとき。
ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年
法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第12条第1項又
は第13条の規定による急傾斜地崩壊防止工事
イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関
する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」と
いう。）第12条に規定する対策工事等（土砂災害防止法第18

条第1項の規定により当該対策工事等の全てを完了した旨の届出を行った者が同条第2項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）その他これに類する土砂災害の防止に関する工事

(第7号及び第2項省略)

(災害危険区域)

第3条の2 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、次に掲げる区域(土砂災害防止法第4条第1項の規定による基礎調査が実施された区域であって、市長が告示したものを除く。)とする。

(第1号、第2号及び第2項から第5項まで省略)

第4条の4 法第56条の2第1項の規定により条例で指定する区域は次の表の対象区域の欄に掲げる地域又は区域のうち当該地域又は区域ごとに同欄に掲げる都市計画法第8条第3項第2号イ及び法第52条第1項第7号の規定により定められた建築物の容積率が第52条第1項第6号定められている地域及び区域とし、法第56条の2第1項の規定により条例で指定する建築物は法第52条第1項第7号の規定により建築物の容積率が10分の8又は10分の10と定められた区域については法別表第4(㍷)欄の4の項イに掲げる建築物と、同号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域については同項ロに掲げる建築物とし、法第56条の2第1項の規定により条例で指定する平均地盤面からの高さは4メートルとし、同項の規定により条例で指定する号は次の表の対象区域の欄に掲げる区分に応じてそれぞれ法別表第4(㍷)欄の号の欄に掲げる号とする。

対 象 区 域	
---------	--

地域又は区域	都市計画法第8条第3項第2号イ及び法 ^{第52条第1項第7号} 第52条第1項第6号の規定により定められた建築物の容積率	法別表第4(に)欄の号
(省 略)		

(第2項省略)

(用途の制限)

第14条 病院、診療所、ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等（以下この条及び第16条第1項において「病院等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、病院等の用途に供する部分の下階を次のいずれかに掲げる建築物の用途に供してはならない。ただし、病院等の用途に供する部分の床及び下階の主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としたものについては、この限りでない。

- (1) 博物館、美術館、図書館、公会堂、集会場、マーケット、連続店舗若しくは公衆浴場の用途に供する建築物又は法別表第2(ハ)項第2号若しくは第3号、(ト)項第3号若しくは第4号若しくは^{(リ)項各号}_{(チ)項各号}に掲げる建築物

(第2号省略)